

最新の判例

・美容外科における説明義務違反の不法行為に基づき施術費用相当額の損害賠償が認められた事例
(施術の効果がなかったことに対して損害賠償義務を負った事例)

裁判所

・大阪地方裁判所 平成27年7月8日判決（判例時報2305号132頁）

主な争点

- ・説明義務を怠った過失又は注意義務違反があったか
- ・説明義務を怠ったとした場合、支払った施術費用などの損害はどこまで認定されるか

事案の概要

- ・原告（昭和39年生まれ、女性）は、被告が開設する医療センターのホームページの広告を見て本件医療センターを訪れ、担当医のカウンセリングを受けた。
- ・担当医はスーパーリセリング（口腔内から採取した細胞を培養し、これを対象部位に注入することによって、皮膚のしわ、たるみ等を除去、改善する美容療法）の効果について説明したものの、“主観的な満足を得られないこと”や“客観的に結果が変わらないことがある”といった趣旨の説明はしなかった。
- ・カウンセリングの結果、被告はスーパーリセリングを受けることを決意のうえ施術同意書に署名をし、血液検査のための採血を受けた。なお、同意書に“効果が生じない場合もあること”の記載はなかった。
- ・原告は、約1か月後、担当医師により口腔内から歯肉を切除された上、培養細胞の元となる細胞を採取された。
- ・原告は、その後3回本件医療センターにおいて培養した自己の細胞を眉間や下眼瞼部に注入する施術を受けた。
- ・3度目の注入から6ヶ月たっても本件施術の効果を感じることができず、原告は被告の代表者に“スーパーリセリングの効果が認められないこと”や“効果が現れない場合もあることの説明がなかったこと”に抗議したが、納得できる説明がなかった。
- ・原告は、施術したスーパーリセリングの効果が全くなかったこと、説明義務違反があったこと等による損害賠償を求めて被告を提訴した。

損害賠償請求額

- ・原告は被告に対して、債務不履行又は不法行為に基づき約360万円の支払を求めた。
(内訳：治療費134万3418円、化粧品代9万9750円、逸失利益30万円、慰謝料150万円、弁護士費用32万4千円)

判決による請求認容額

- ・被告は原告に203万2668円を支払え。
(内訳：治療費134万3418円+化粧品代8万9250円+慰謝料30万円+弁護士費用30万円)

(1) 説明義務違反

・当該美容医療を実施しても、その効果が客観的に現れることが必ずしも確実ではなく、場合によっては客観的な効果が得られないこともあるというのであれば、医師は当該美容診療を実施するにあたりその旨の情報を正しく提供して適切な説明をすることが診療契約に付随する法的義務として要求されている。

・したがって、医師がそのような説明をすることなく美容診療を実施することは、診療対象者の期待及び合理的意思に反する診療行為に該当するものとして、説明義務違反に基づく不法行為ないし債務不履行責任を免れない。

・本件についてみると、被告はホームページやパンフレットにおいて、スーパーリセリングを「世界初、究極の美容・再生医療技術」として紹介しているものの、その一方で客観的に効果が得られない場合があるとか、効果には個人差があることの注意事項はなかった。

・また、担当医師は、スーパーリセリングの効果は確実ではないことの説明を行う義務があったにもかかわらずそのような説明をせず、個人差が生じることなく高い効果が得られ、細胞の注入後はすぐに効果が実感できるなど、かえって誤解を深めるような説明をしたことが認められる。

・したがって、原告に対し効果が確実でないことについて理解を得ることなくスーパーリセリングを実施したことは、説明義務違反としての不法行為に該当する。

(2) 説明義務違反と相当因果関係のある損害の範囲

・美容診療を実施しようとする医師が当該美容診療による客観的な効果の大小、確実性の程度について適切な説明義務を怠った場合は、美容診療を受けようとする者は当該美容診療によって美容効果が確実に得られるかのような錯誤に陥り、そのような誤解に基づいた当該美容診療を受けるにいたったものと認めるのが相当である。

・本件についてみると、担当医師の説明義務違反により、必要な情報提供に基づく適切な説明を受けることができなかった結果、確実な美容効果が得られるという誤った理解の下でスーパーリセリングを受けるに至ったものと認められるから、被告は原告がスーパーリセリングを受けたことによって被った損害について、不法行為に基づく損害賠償義務を負わなければならない。

・原告から被告に支払われたスーパーリセリングの実施費用は、正当な診療契約に基づく履行の対価と解することはできず、その全額が原告の損害と認めるのが相当である。

・また、原告がスーパーリセリングを受けることにした目的や支払った対価の額等を考えると、原告が被告に支払った実施費用等相当額について全額の損害賠償を受けることになるとしても、なお賠償すべき精神的苦痛としての損害（慰謝料）が生じているものと認めるのが相当である。

本判決の特徴

・本判決は、不法行為責任を認めながら原告が被告に支払った治療費の全額を損害としている。

・美容診療の場合、治療というよりは美容を主たる目的としているので請負契約的側面が強い。

・そして、美容診療に関する医療契約を請負契約と考えれば、医師が患者に約束した結果が得られない場合、債務の本旨に従った履行がないとして治療費全額を損害と認定することも自然といえる。

・本判決は、美容医療が請負契約的側面を持つことに着目して治療費全額を損害としたものと考えられる。

・また債務不履行責任ではなく、不法行為責任を認定したのは、治療費全額を損害とするだけでは不十分であり、慰謝料及び弁護士費用も損害とすることが相当と判断したものと考えられる。